

# まちづくり通信 第15号

発行：板橋区 まちづくり推進室 まちづくり調整課 令和3年7月発行

## 「大谷口上町周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の施行について

大谷口上町周辺地区では、まちづくり協議会を結成し、平成30年にまちづくりの指針となる「大谷口上町周辺地区まちづくり計画」を策定しました。この計画で掲げる「安全から安心へだれもが生き活きと暮らせるまち」をめざし、区では、「緑豊かで良好な居住環境の保全・向上を図るとともに、だれもが住み続けたいくなる災害に強い安心・安全なまちの形成」を目標に掲げ、都市計画法に基づき、建築物の建替え等のルールとして「大谷口上町周辺地区計画」を令和3年3月15日に決定し、施行しております。

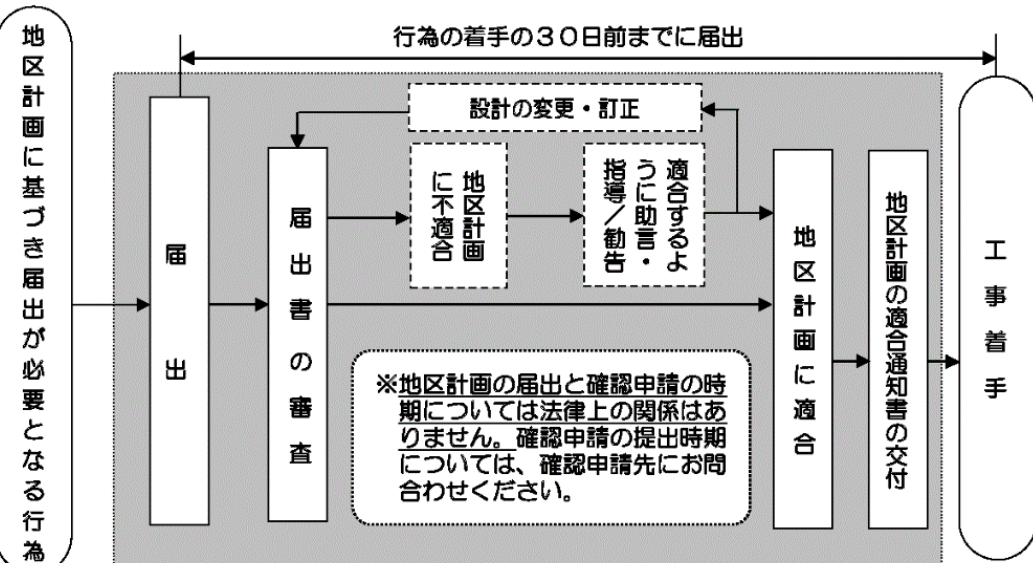
また、川越街道沿道部分についても、大谷口上町周辺地区として一体のまちづくりを進めるため、沿道地区計画を一部変更し、施行しております。

この度、地区計画の建築物等の整備の方針である「災害に強い安心・安全な市街地を形成し、良好な住環境の維持及び保全」の実現を担保するため、「大谷口上町周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を令和3年6月29日に公布し、令和3年7月30日に施行します。なお、地区計画と同様に、すでに「東京都板橋区沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の適用区域内である川越街道沿道部分においても、同日付けで条例を一部改正します。今後も区では、地区計画の届出及び条例の施行により、引き続きまちづくりを推進してまいります。

### 地区計画の届出 ・ 手続きの流れ

#### 〈届出が必要となる行為〉

- ① 建築物の建築(新築、増改築、移転など)
- ② 工作物の建設(広告塔などの広告物、擁壁の築造など)
- ③ 建築物の用途、形態又は意匠の変更(外壁の塗替えも含む)
- ④ 土地の区画・形質の変更(切土や盛土、道路や宅地の造成など)



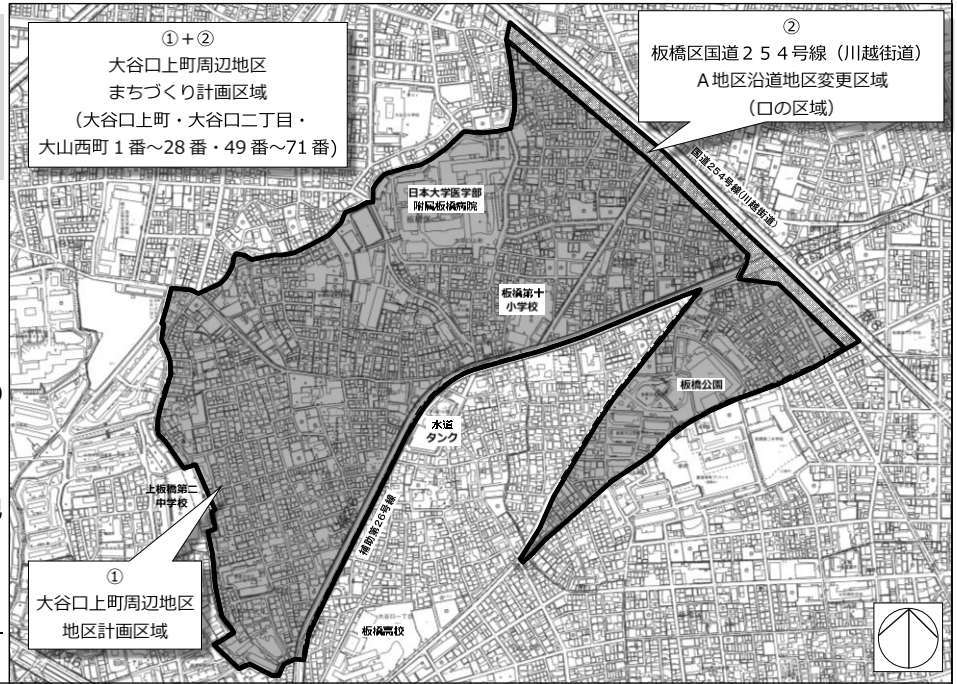
届出に関することのお問い合わせ・パンフレットの配布場所

都市整備部 建築指導課 意匠審査係 区役所北館5階16番窓口 (電話) 03-3579-2573

## 地区計画の届出及び条例が適用される大谷口上町周辺地区の区域図

新たに定めた  
地区整備計画の項目  
(建築物等に関する  
事項のみ抜粋)

1. 建築物等の用途の制限\*
  2. 建築物の容積率の最高限度\*
  3. 建築物の敷地面積の最低限度\*
  4. 壁面の位置の制限\*
  5. 壁面後退区域における工作物の設置の制限
  6. 建築物等の高さの最高限度\*
  7. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限\*
  8. 垣又はさくの構造の制限
- \*の項目の全部又は一部について、  
条例に規定しています。



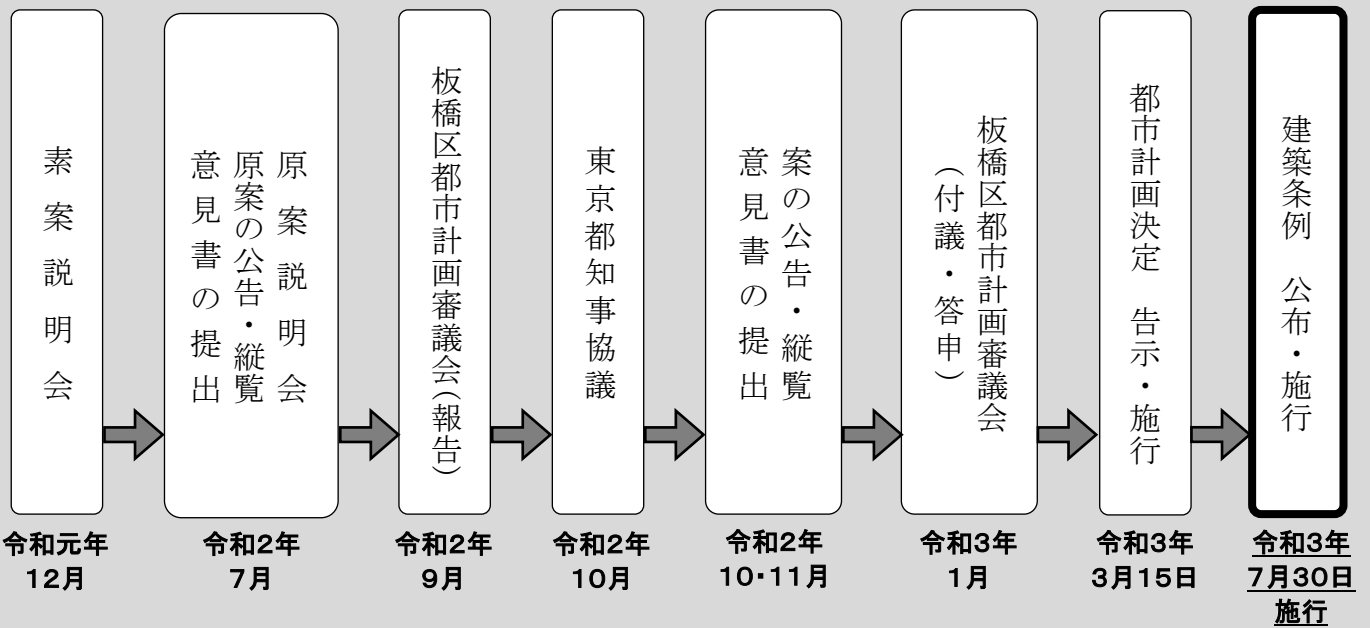
「大谷口上町周辺地区地区計画(決定)」及び「板橋区国道254号線(川越街道)A地区沿道地区計画(変更)」の内容については、区の窓口にてパンフレットを配付しております。また、区のホームページでも公開しています。右のQRコードまたは下記リンク先からご確認ください。



QRコード

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/toshikeiakku/keikaku/toshikeiakku/1031448.html>

## 都市計画法に基づくこれまでの経緯と建築制限条例制定へ



まちづくり通信及びに地区計画策定までの経緯に関するお問い合わせ

板橋区 まちづくり推進室 まちづくり調整課 不燃化まちづくり係  
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目6番1号  
(電話) 03-3579-2572 (FAX) 03-3579-5437  
(E-mail) m-fmachi@city.itabashi.tokyo.jp